

## 教育関連条例案（府）の論点

2012年1月25日

特別顧問 原 英史

### 1、教育目標の設定

- 「知事が、教育委員会と協議して、目標設定」とすべきでないか？  
（理由）
  - ・決定権者・責任者は明確にすべき。
  - ・「法律上、知事の目標設定が許されない」という法解釈（政府見解）は、現実に全国で多くの首長が教育目標を唱えていること、教育予算を含む予算編成を行っていることに照らして、常識的な解釈とは思われない。
  
- 「教育委員会は、首長の設定した目標を実現する責務を負う」ことを明記すべきでないか？  
（この場合、罷免事由に該当する可能性まで言及しなくてもよいか？）

### 2、校長の公募

- 全て外部人材に置き換えるということではなく、大阪市の区長公募方式（庁内外から公募）で、「すべての校長ポストについて、公募を導入」（4年以内に半分、8年以内にすべて）としてはどうか？

### 3、教職員の評価

- 5段階評価を正常に機能させるため、「相対評価」で分布率を定めるべきでないか？  
⇒30日統合本部で、職員基本条例案とあわせて議論

### 4、教職員の分限処分、懲戒処分

- ⇒30日統合本部で、職員基本条例案とあわせて議論

### 5、その他の論点

- (1) 学力テストの結果公表
- (2) 学区の撤廃
- (3) 学校の統廃合
- (4) その他

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(罷免)

第七条 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一から一を減じた数(その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数)の者が既に所属している政党に新たに所属するに至った委員があるときは、その委員を直ちに罷免するものとする。

3 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつた場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に所属する委員の数が委員の定数の二分の一から一を減じた数(その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数)になるように、当該地方公共団体の議会の同意を得て、委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた委員を罷免することはできない。

4 委員は、前三項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一 学校給食に関すること。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関する事。
- 二 私立学校に関する事。
- 三 教育財産を取得し、及び処分する事。
- 四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。
- 五 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十四条の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)
- 二 文化に関する事(文化財の保護に関する事を除く。)

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(事務処理の法令準拠)

第二十五条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

評価結果分布資料（平成 20～22 年度）

全職員の平成 22 年度の評価結果分布 (%)

		S	A	B	C	D
市町村立学校 (大阪市・堺市を除く)	業績評価	1.4	47.9	50.0	0.7	0.02
	能力評価	1.4	49.6	48.2	0.7	0.03
	総合評価	1.1	47.0	51.2	0.7	0.01
府立学校	業績評価	2.0	42.0	55.4	0.5	0.02
	能力評価	2.3	47.5	49.6	0.6	0.02
	総合評価	1.9	42.2	55.4	0.5	0.02

平成 21 年度 (%)

		S	A	B	C	D
市町村立学校 (大阪市・堺市を除く)	業績評価	1.2	46.2	51.9	0.7	0.01
	能力評価	1.3	48.5	49.5	0.7	0.01
	総合評価	1.0	45.9	52.4	0.7	0.01
府立学校	業績評価	2.1	41.1	56.3	0.5	0.0
	能力評価	2.3	47.6	49.5	0.6	0.03
	総合評価	1.8	41.8	55.9	0.5	0.0

平成 20 年度 (%)

		S	A	B	C	D
市町村立学校 (大阪市・堺市を除く)	業績評価	1.2	44.7	53.2	0.8	0.01
	能力評価	1.4	47.5	50.3	0.8	0.01
	総合評価	1.1	45.1	53.1	0.7	0.01
府立学校	業績評価	2.4	40.4	56.6	0.5	0.1
	能力評価	2.9	45.9	50.4	0.8	0.02
	総合評価	2.3	41.2	55.9	0.6	0.02